

まちネットニュース

社会教育の推進

まちづくりの推進

環境保全の推進

57号

URL . <http://www.machi-net.org/> に同時掲載しています。

発行責任者 NPO法人・まちづくりネットワーク

小池 貞三郎

〒306-0041 古河市鴻巣758番地 Tel・Fax 0280 47 0033

当法人は、三桜工業株式会社の支援により設立されましたNPO認証法人です。

まちづくり・社会教育の推進活動



コミュニケーションを大切にして、地域に水平展開を

—— 古河労働基準監督署長の野口 清さんに聴く ——

今回は、古河労働基準監督署長の野口 清さんを訪ねて、多様化・情報化・高齢化・環境の視点から最近の労働事情についてお話を伺いました。



【野口署長】

..... 最近は経済事情もあって、若い方を中心に働き方の形態も多様化しているようですが。

競争力のグローバル化で、進む非正社員化

そうですね。正社員の他に、パート、契約社員、人材派遣など様々な雇用形態になっています。

米国流に正社員が少なく、専門者やパートの方などで構成され、競争力を中心にしたグローバル化の下で、正社員の非正社員化の傾向が見られます。

..... この傾向でどのような変化がみられますか。

労働問題の<集団化から個別化>の傾向が・・

雇用形態が安定していた時期は、各事業所内も一体感が生まれ、一種の親族的関係のような雰囲気ができ、労働問題も話し合いで社内解決できたケースが多かったと思われます。そうしたことができにくい環境になりつつあります。

その結果、労働問題が<集団化から個別化>し、トラブルが社内から社外へ出て行く傾向があり、集团的紛争より個別的紛争が多くなっています。

..... こうした変化に行政はどのような対応をされていますか。

【2面に続きます】

社内的解決が一番理想的ですが、行政的制度でもできました。

従来は、法定労働条件に該当しない案件は監督署では取り扱いませんでした。紛争が増加したことから、平成13年に「個別労働関係紛争の解決に関する法律」ができ、セクハラ、いじめなどの民事的な個別的労働条件も取り扱われるようになりました。法定労働条件から民事的な個別労働条件にまで拡大されたこととなります。

——— 働く人・雇用する人にどんなことを望まれますか。

社内での話し合い・意思の疎通を大切に

個別労働条件に関する相談件数が茨城県内では年間3000件を超えており、これは景気にも影響されますが、件数は高止まりの傾向にあります。大切なことは、働く人・雇用する人の双方が、落ち着いて、社内の話し合いを通じて意思の疎通を図り、紛争の予防に努力して頂くことが大切だと考えています。判例などはケース・バイ・ケースであり、解雇に関する案件などは特に慎重に対応して頂きたいと思えます。



——— 情報化の進展に関連して、在宅勤務制を実施されている企業もありますが。

働く時間は、原則的には雇用する側が管理するもの・

情報化・ネットワークが進展して、パソコンを手段に在宅勤務者の数も増加の傾向にあり、労使間で、例えば在宅勤務1日は8時間勤務したものと「みなす」いわゆる「みなし規定」がこういう方にも適用できるようになりました。ただし、「働き過ぎ」とならないように労働時間の管理は必要です。



——— 高齢化の面では、定年制がよく取り上げられますが

定年制はハローワークさんの領域ですが、年金財政が要因の一つになって延長方向へ最近では、高齢者であっても働く意欲満々の人が多いようです。働く条件もケー・バイ・ケースで、いろいろな内容が考えられると思えます。社会的側面からも良いことだと思います。

——— 環境の時代といわれますが、職場環境について伺います。

安全・衛生は、根本的には企業の社会的使命・文化の問題であり、安全文化の定着が大切

例えば、有機溶剤を取り扱うような有害作業では、空気を拡散して外に出す方法などがありますが、これも多量に扱えば密集地域では住宅に影響が出れば公害にもなります。労働災害も実態では設備上の問題もありますが、マニュアルを無視した<近道行為>による人為的災害が多く、周りの人も見て見ぬふりをする職場環境になりがちです。"そういうことはいけない行為だ"という<安全文化>を築くことが、企業の社会的評価になるという自覚が大切だと考えています。安全管理の基本は、スタッフではなく、ラインが行う <安全管理のライン化>と<ボトムアップ>であると思えます。

——— 最後に、労働基準監督署のトップとしての信条をお聞かせ下さい。

意思の疎通・情報を地域に水平展開し、民間の方と署の意識のずれをなくしたい。

行政サービスを利用者の立場から捉え、民間の方と署の意識のずれをなくしていきたいと考え、情報について企業では<社内に水平展開>をして頂きたいし、署では<地域に水平展開>を進めていきます。そのために当署は独自の広報紙を発行、それをメール情報にもしています。

——— 年度末で、ご多忙の折りにも係わらずNPO活動にご理解を頂きましてありがとうございました。

経済産業省の予測

日本の最終エネルギー消費量は、2022年がピーク

経済成長率や人口減が与件となって・・・最終エネルギー消費量は2022年がピーク
 経済産業相の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の部会で、
 日本の最終エネルギー消費量は、2022年度にピークを迎え、
 その後は減少に転じる旨が報告されています。



この長期需要予測は、下記の2点を与件(前提)としています。
 2030年までの実質経済成長率が年平均で、1.5%
 人口が2006年度をピークとし、その後は減少に転じる。

また省エネの進展・生産活動の鈍化もあって、産業部門のエネルギー消費量は徐々に減少。
 家庭や旅客部門も減少の予測。

こうした中で、エネルギー消費に占める電力の割合である電力化率は、下記2点が要因と
 なって、上昇すると予測。

電化製品のさらなる普及 電力消費が相対的に多いサービス産業の比重の高まり



林野庁の取り組み

森林の癒し効果を解明し、「森林医学」の確立をめざす

来年度より本格的に解明して、セラピーロード(森林療法道)も計画・・・

2月28日の朝日新聞夕刊で、要旨次のような記事をご覧になった方も多いことでしょう。

・・・林野庁は来年度から、森の癒し効果についての医学的な解明に乗り
 出し科学的な裏付けのもとに、健康管理やりハビリに役立てられるよう
 に系統立て、新たな「森林医学」を確立させたい意向。

国内で森林保養地の適地を選び、運動などの自然療法を体験できる道を
 セラピーロード(森林療法道)として整備する計画。



医療関係者や大学教授で構成される「森林セラピー研究会」を3月に
 立ち上げ、メンバーの大阪大学医学部(環境医学)の森本教授は
 「病気になった人の治療だけでなく、今後は予防や健康増進の医療がより重要になる。
 森林はそれに最適な場所。研究を重ね、『森林医学』を確立させたい。」・・・

なお、この取り組みでは、自然の香りなどが五感にもたらす効果や脳に与える反応なども
 研究されるとのことが報道されています。

[この香りが五感や脳に与える仕組みなどに興味をもたれる方のご参考に、下記著書をご紹介します。]
 光文社発行のライアル・ワトソン著「匂いの記憶」(本体価額1,900円)

今の動き

介護保険見直しの具体案づくりが厚生労働省でスタート

本紙54号では、介護保険制度は現在のような利用状況では、年金同様に財政上の悪化が心配されるために、身体機能の一段の悪化を防ぐ事業など、大きな見直しが検討されていることを掲載しましたが、その見直しの具体案づくりが、05年の介護保険見直しに向け開始されました。身体機能の一段の悪化を防ぎ、保険財政の改善に役立たせるために「予防サービス」を保険対象にすることが改善案の柱の一つになっています。

「予防サービス」事業案の概要は次の通りです。

1. 実施手順・04年度から自治体のモデル事業で効果を検証。06年度に全国に適用予定。
2. 対象者・介護の必要度が軽い「要介護」「要介護1」の認定者を対象。
モデル事業では、介護認定を原因別に「脳卒中型」「痴呆型」「加齢による身体の衰え型」の3区分にして「加齢型」が原因の人に「予防サービス」の利用を義務づける方針。
3. メニュー内容・筋肉トレーニング、転倒骨折や尿失禁の予防、足の指や爪のケア、食べ物をかむ機能の維持など。
4. サービス提供者・・・介護保険運営の自治体または受託民間企業

ご存じですかコーナー

波長多重通信

(wave-length multiple telecommunication)

一本の光ファイバーで複数の波長の光にデータを載せて、同時に電送する通信システム。種類の違う回線を一つにまとめることができ、電送容量を大幅に増やすこともできました。一つの例として、電話回線とケーブルテレビ回線を同一の回線で電送が可能となります。最近では、動画など容量の大きいものが増え、通信量は1年で2倍のペースで増加しており、数年後には通信障害の発生も予測されるために、光通信用素子の開発が進んでいるといわれ、NTTでは現在の56倍の情報量を送信できる光通信用素子を開発したことが報じられています。

市民紙上セミナー

暮らしと金融を考える(3)

講師・高橋 昭夫 先生
日本ファイナンシャルプランナー協会正会員
栃木県金融広報委員会推進委員

<債券投資>

債券とは、一種の借用証書である。すなわちお金を借りたい人が債券を発行し、この債券を購入した人は債券を発行した人にお金を貸し付けたとみなすことができます。例えば、国債は国(政府)が広く民間から資金を集めるために発行する借用証書です。ただし、一般の借用証書と違い、原則として自由に転売することができ、転売するときの価格は、その時の市場実勢(時価)に基づきます。

1) 利付債券

利付債とは、利息が毎年決まった時期に支払われる債券をいいます。債券本体に利息支払いのための利札(クーポン)が付いており、この利札(クーポン)

と引き換えに利息が支払われます。

2) 割引債券

割引債とは、利息はまったく支払われない債券をいい、債券本体に利札(クーポン)が付いていません。額面金額より低い価額で発行され、額面金額で償還されます。(発行価額と償還価額の差が受取り利息に相当します)

